

唐津市総合教育会議の運営要領

平成27年4月23日唐企企第237号

一部改正 平成30年8月1日唐政戦第25号

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、唐津市の教育行政の推進を図るため、唐津市総合教育会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議では、次に掲げる事項について、協議又は調整を行う。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定(策定した大綱の変更等を行う場合を含める。)
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などに関する事務との調和を図ること
- (5) 本市の教育、学術及び文化の振興において、特に必要な事項

(構成員)

第3条 会議の構成員(以下、「構成員」という。)は、市長と教育委員会とする。

(会議)

第4条 会議は、定例会議と臨時会議とし、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、協議する必要があるときは、具体的事項を示して、市長に会議招集を求めることができる。
- 3 会議の招集は、開催日時、場所及び会議に付議すべき議題等を明記した書面を構成員に通知する。

- 4 緊急の場合は、市長と教育長のみの臨時会議を招集することができる。
- 5 前項の規定に基づき、緊急に教育委員会から教育長のみが出席する会議では、事前に対応の方向性について教育委員会の意志決定がなされている場合、及び教育長に対応を一任している場合においては、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことができる。
- 6 会議の議長は、市長が行う。

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条に規定する所掌事務を協議又は調整を行うにあたり必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。

- 2 会議は、個人の秘密を保つため必要があると認められるときなど、会議で決定したときに限り、非公開とすることができる。
- 3 非公開とすべき議題については、会議でその方針を定める。

(会議録)

第7条 会議を開いたときは、その概要について会議録を作成する。

- 2 会議録及び会議の資料は、会議の終了後、HP等により公開する。
- 3 会議録には、少なくとも次の事項を記載する。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席構成員の氏名
- (4) 出席事務局職員の氏名
- (5) 説明又は意見を求めるために出席した者の氏名
- (6) 議題と議案の概要
- (7) 議題に対して質問又は討議した者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項のほか、会議において必要と定めた事項

- 4 会議録の作成は、事務局において、原則として要点筆記の方法により行う。
- 5 非公開とすべき議題がある場合は、会議の資料及び会議録において、該当する事

項を削除した上で、公開を行う。

(結果の尊重)

第8条 会議において調整が整った事項は、構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、政策部市政戦略課において処理する。ただし、教育委員会に委任又は補助執行させる場合を除く。

(委任)

第10条 会議の運営は、法及び関連する政令等に基づくほか、庁内に設置する会議の運営基準（平成27年3月25日唐企企第861号）を準用するとともに、その他必要な事項等がある場合は、会議が定める。

附則

この要領は、平成27年4月23日から施行する。

附則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。